

【介護】介護職員処遇改善支援補助金
【障害】福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
QA集

※補助金又は交付金＝補助金等

<対象事業所>

問1 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)について、いつの時点で算定している必要があるか。

(答)

令和4年2月サービス提供分以降について算定している必要があり、令和4年2月サービス提供分について同加算を算定していない事業所については、本交付金の対象とはならない。

4月以降の新規開設事業所は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定するなど要件を満たしていれば対象となる。**(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA参照)**

<全体のスケジュール>

問2 この補助金等の全体のスケジュールを教えてください。

(答)

国から示されているスケジュールは以下のとおり。

- ・賃金改善開始の報告の提出(～2月末か3月末)
- ・計画書の提出(～4月15日)
- ・補助金等の交付決定(6月中)
- ・補助金等の支払(6月末)

※以降、基本的には7月末～11月末まで、毎月支払われるため、事業者は請求書の提出は不要(措置費分の上乗せの交付を希望する場合は、別途お示しする請求書の提出が必要)

- ・実績報告書の提出(令和5年1月末)

<賃金改善開始の報告>

問3 計画書を提出したが、賃金改善開始の報告の提出を失念していた。

(答)

速やかに提出いただきたい。

提出様式や電子申請のURLは京都府ホームページに記載されている。

介護保険サービスは「補助金」、障害福祉サービスは「交付金」であり、様式の間違いが多数あるので、注意いただきたい。

<計画書>

(計画書の作成)

問4 他府県にも事業所があるが、京都府にはどの様式で提出すればよいか。

(答)

できるだけ京都府HPに掲載している様式で提出いただきたい。

すでに作成している場合などは、厚生労働省や他府県が示している様式で提出いただいで構わない。

【介護のみ】

問5 京都市に住所を有する事業所で、総合事業の指定を京都市及び向日市から受けている。この場合、様式2-2の指定権者欄はどのように記載すべきか。

(答)

総合事業については京都府内の市町村による指定を受けていることが確認できればよいので、今回の場合、事業所所在地である京都市のみ記載いただきたい。(地域密着型サービスも同じ)

【介護のみ】

問6 処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書において、介護サービスと介護予防サービスのいずれも提供している事業者が、処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書に「サービス名」を記入する際、介護サービスと介護予防サービスとを区別して記載することが必要か。

(答)

補助金の交付事務において、都道府県及び国保連合会が交付対象となる事業所やサービスを適切に特定した上で補助金額の算出等を行うため、介護サービスと介護予防サービスとを区別して様式に記載することが必要となる。

例えば、短期入所生活介護サービス事業所と介護予防短期入所生活介護サービス事業所が同一の事業所番号で紐付いている場合、両事業所がともに介護職員処遇改善支援補助金を取得するためには、補助金別紙様式2-2「サービス名」の欄に、両事業所を区別し、2行に分けて記載すること。その際、(f1)、(f2)、(g1)及び(g2)の列について、両事業所の賃金改善の見込額を区別して記入することが難しい場合は、介護サービスに一括計上

(介護予防サービスはゼロ又は空欄)とすることも可能であること。(令和4年3月23日厚生労働省老人保健課QA参照)

問7 ベースアップ等に係る要件については、「福祉・介護職員」と「その他の職員」のグループごとに満たす必要があるか。

(答)

そのとおり。(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問8 処遇改善計画書の「福祉・介護職員等の賃金の総額」には、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額並びに各障害福祉サービス事業所等の独自の賃金改善額を含む額を記載するのか。

(答)

そのとおり。(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問9 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額は、前年度から事業所の福祉・介護職員等が入替わりや増員等があった場合、どのように考えればよいか。

(答)

処遇改善加算の相談も受けているエイデル研究所にご相談いただきたい。

株式会社エイデル研究所

【受付時間】 平日10時30分から16時30分

【電話番号】 075-253-0201

問10 計画書の作成にあたり、報酬額や単位数を確認しているが、支払額と一致しない。

(答)

こちらでは分かりかねるので、国保連へ確認いただきたい。

京都府国保連合会 介護保険課

【受付時間】 8:30～12:00 13:00～17:00

【電話番号】 075-354-9050

問11 補助金等が当初予定していた金額から下回ったり、上回ったりした場合どうすればいいか。

(答)

下回る場合、特段の手続きは不要であり、交付決定の後、補助金等が支払われるので、最後に通常どおり実績報告書を提出いただければよい。

交付決定額そのままの金額を交付するのではなく、実際の交付額は毎月のサービス提供に係る報酬に交付率を乗じた金額となる。

計画書記載の補助金等の交付見込額、交付決定額、実際の補助金等の交付額、賃金改善額は適宜確認いただき、想定されている賃金改善に係る計画と齟齬がないよう、留意いただきたい。

なお、補助金等は交付決定額を超えて支払いができないので、補助金等が交付決定額を上回る見込みとなった場合は、変更申請が必要になる。

問12 前年度に通常よりも多く賞与を支払った等の理由により、前年度の賃金の総額(基準額)が例年よりも高くなり、本交付金による賃金改善を行っても前年度からの賃金の増加額が交付金の額を上回らない場合、本交付金の申請はできないのか。

(答)

前年度の賃金の総額については、令和3年2月から9月までの8か月間の賃金の総額を記載することとしているが、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の賃金の総額を推定することとしている。[\(令和4年3月23日厚生労働省老人保健課、令和4年3月25日厚生労働省障害福祉課QA参照\)](#)

(計画書の提出)

問13 加算の届出も同時に提出すればよいか。

(答)

加算に係る計画書と、補助金等に係る計画書は異なる。

加算は指定を受けている保健所又は京都市に、補助金等は電子申請で提出いただきたい。

【障害のみ】

問14 都道府県内に所在する障害児入所施設等において、他の措置権者による障害児施設措置費対象児童がいる場合、当該児童分の交付金に係る計画書の提出等はどのような整理となるか。

(答)

以下のような整理により対応することとなる。[\(令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QAを改変\)](#)

※措置権者の都道府県に提出

施設所在地	障害児者の措置権者	計画書の提出先	支払
-------	-----------	---------	----

京都府	京都府	京都府	京都府
京都府	京都市	京都府	京都府
京都府	大阪府	大阪府	大阪府
京都府	大阪市	大阪府	大阪府
大阪府	京都府	京都府	京都府

<補助金・交付金支払>

(支払時期)

問 15 補助金等はいつ払われるのか。

(答)

スケジュールは以下のとおり。

基本的には、給付費と同じように、2か月遅れで支払われる。

※通常通り、サービス提供の翌月に国保連へ給付費を請求した場合を想定

サービス提供月	補助金等の支払
2月、3月、4月	6月
5月	7月
6月	8月
7月	9月
8月	10月
9月	11月

(支払口座)

問 16 債権譲渡している事業所の振込口座はどこになるか。

(答)

計画書に記載された口座に振り込む。(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA)

(請求遅れ)

問 17 給付費の請求が遅れた場合はどうなるか。

(答)

国実施要綱で、2か月遅れまで対応することされている。

例えば、4月分は通常は5月に給付費を請求されるが、7月請求までなら対応可能。

<賃金改善の方法等>

問 18 補助金等の配分方法を相談したい。

(答)

処遇改善加算の相談も受けているエイデル研究所にご相談いただきたい。

株式会社エイデル研究所

【受付時間】 平日10時30分から16時30分

【電話番号】 075-253-0201

問 19 「〇月分の賃金改善」というのは、「〇月に支払われる賃金を引き上げる」

ということか。

(答)

賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月分から9月分までとしており、「〇月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「〇月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切にご対応いただきたい。(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA参照)

例えば、加算を2か月遅れで支払っているのであれば、補助金等も2か月遅れで支払ってよい。

問20 ベースアップとは何か。

(答)

「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」となる。

決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA参照)

なお、毎月払われるのであれば、金額は変動しても構わない。

問21 令和4年2月分から賃金改善を行うことが交付要件とされているが、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応したとしても、4月分以降は毎月賃金改善を行うことが必要か。

(答)

補助金等は、賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てることを交付要件としている。

そのため、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応した場合であっても、令和4年4月分以降は、ベースアップ等による毎月の賃金改善を行うことが必要となる。

(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問22 時給や日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げにあたるか。

(答)

基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げに当たる。(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問23 令和4年2月及び3月に一時金で賃金改善を行った場合、同年4月から9月までの6か月間においてベースアップ等に係る要件を満たしていればよいか。もしくは、同年2月から9月までの8か月間全体で当該要件を満たしている必要があるか。

(答)

令和4年2月及び3月に、ベースアップ等以外の賃金項目について賃金改善を行った場合であっても、同年2月から9月までの8か月間全体の賃金改善額の3分の2以上はベースアップ等に充てられている必要がある。(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令

和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問 24 賃金改善実施期間における賃金改善額について、「当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる」とされているが、法定福利費等の事業主負担の増加分は、ベースアップ等による賃金改善に含めてよいか。

(答)

法定福利費等の事業主負担の増加分については、ベースアップ等による賃金改善には当たらないが、福祉・介護職員処遇改善加算等と同様に、ベースアップ等に充てた額以外の分として賃金改善に含めることは可能である。(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問 25 その他の職員の範囲は、事業所の判断で決められるのか。また、福祉・介護職員とその他の職員について、配分割合等のルールは設けられているか。

(答)

その他の職員の範囲は各事業所においてご判断いただきたい。(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QA参照)

なお、処遇改善加算の相談も受けているエイデル研究所にご相談いただきたい。

株式会社エイデル研究所

【受付時間】 平日10時30分から16時30分

【電話番号】 075-253-0201

問 26 令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合、当該改善分をベースアップ等による賃金改善として取り扱うことは可能か。

(答)

処遇改善加算の相談も受けているエイデル研究所にご相談いただきたい。

株式会社エイデル研究所

【受付時間】 平日10時30分から16時30分

【電話番号】 075-253-0201

令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合においても、該対応が、単に就業規則等の改定がなされていないことのみの違いであるなど、同年4月分以降に行うベースアップ等による賃金改善を見越した対応である場合には、2月分及び3月分の一時金による賃金改善のうち、同年4月分から9月分までの間のベースアップ等による賃金改善分に相当する額をベースアップ等による賃金改善分に含めることとして差し支えない。(令和4年1月31日厚生労働省老人保健課、令和4年2月24日厚生労働省障害福祉課QA参照)

<例>

4月以降のベースアップ等による賃金改善額の平均が各月7,000円であって、2月分及び3月分の一時金による賃金改善が18,000円である場合、ベースアップ等による賃金改善分に含めることが可能なのは、2か月分の14,000円(7,000円×2)までとなる。(国QA)

問 27 基本給や手当について、具体的な金額は就業規則に記載がなく、賃金規程もなく、労働契約書に記載されているが、就業規則の改正は必要か。

(答)

就業規則の改正は必須ではない。

ベースアップとしていくら賃上げするか、何らかの方法で決めていただきたい。

問 28 賃金改善額として、9千円や3%は目安か。

(答)

そのとおり。具体的な金額は事業所により異なる。

問 29 補助金等が終了する10月以降は加算となるか。

(答)

厚生労働省で、令和4年10月以降、新加算の創設が検討されている。

<実績報告書・変更申請>

(実績報告書)

問 30 実績報告書の提出期限は令和5年1月31日となっているが、提出開始時期はいつ頃を想定しているのか。

(答)

決まり次第、ワムネット京都府センター及び府ホームページで案内予定。